特定非営利活動法人日本Drupal協会定款

第１章 総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人日本Drupal協会という。また、英文名をLocal Drupal Association Japanといい、略称をLDAJとする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一番町 10 番 8 号 一番町ウエストビル 5 階に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、米国NPO法人Drupal Association と連携し、広く個人、法人を対象に日本国内におけるオープンソースCMS Drupalの普及促進を行います。同時に、技術発展およびコミュニティ形成を推進することで、特定の国や企業に縛られることのないデジタル基盤を確立することで安全、安心な社会の実現を目指します。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 情報化社会の発展を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) Drupal プロジェクトへの貢献、研究開発および技術支援事業

(2) 日本でのDrupal に関する情報発信、普及促進、ブランド認知の向上などの市場発展支援事業

(3) イベント、セミナー、Meetup等の企画、開催およびコミュニティ形成支援事業

(4) 教育、人材育成事業

(5) 国内外コミュニティ連携事業

第２章 会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費は返還しない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 継続して２年以上通常総会に出席(電子投票を含む)または委任を行わなかったとき。

(5) 除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章 役　員

（種別及び定数）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上７人以内

(2) 監事　１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長とし、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　前２項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任が選任され

ていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会　議

（種　別）

第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第21条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

２　理事会より、以下の事項について報告する。

(1) 会員の期中除名

(2) 事業計画及び予算の期中変更

(3) 役員の期中解任

(4) 期中借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営

（総会の開催）

第22条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) その時点で表決権を有する正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条　総会は、その時点で表決権を有する正会員総数の５分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条　総会における議決事項は、第23条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の２分の１以上の同意により議題とすることができる。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

６　総会開催時に会費を納入済みでない正会員は、表決権を有しない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 表決権を有する正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第34条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資　産

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章 会　計

（会計の原則）
第４０条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４１条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、12月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費

用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第４５条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５０条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑　則

（細　則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　鈴木　仁美

副理事長　　直江　健介

理　事　　古和田 潮

監　事　　森 亮

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和９年１２月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和８年１２月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金　正会員（個人）　1,000円　　賛助会員（個人・団体）　　0円

(2)年会費　正会員（個人）　6,000円　　賛助会員（個人・団体）　1口120,000円

（1口以上）

書式第1号（法第10条・第23条関係）

設立・役員変更用

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人日本Drupal協会

1　確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
☑各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2　役員一覧

	役名	（フリガナ） 氏名	[redacted]	報酬の有無	役職名等
1	理事	スズキ マサミ 鈴木 仁美		有	理事長
2	理事	ナオエ ケンスケ 直江 健介		無	副理事長
3	理事	コワダ ウシオ 古和田 潮		無	理事
4	監事	モリ トオル 森 亮		無	監事
5					
6					
7					
8					
9					
10					

書式第8号(法第10条・第25条関係)

設立・定款変更用

令和8年度　事業計画書

特定非営利活動法人日本Drupal協会

1　事業実施の方針

令和8年度は、令和9年度のDrupalプロジェクト支援イベントDrupalCamp(今後年1回開催を予定)の準備を行うとともに、情報発信のWebサイトの企画構築を推進する

2　事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業　(事業費の総費用【1,097】千円　)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
Drupal　プロジェクトへの貢献、研究開発および技術支援事業	日本語対応推進・翻訳推進検討会議(Meetup)を開催して2027年度以降の活動計画を立案する	10月、12月	オンライン	0.2人(ボランティア除く)	全てのDrupal日本語版利用者	1,000	70
	日本語対応促進・ユーザーガイド等検討会議(Meetup)を開催して2027年度以降の活動計画を立案する	随時	オンライン	上に含まれる	全てのDrupal利用者	1,000	70
	日本市場向け技術研究開発 4名のプロジェクトを編成し、2027年度以降の活動計画を立案する	随時	オンライン	上に含まれる	全てのDrupal日本語版利用者	1,000	40
日本でのDrupalに関する情報発信、普及促進、ブランド認知の向上などの市場発展支援事業	LDAJオウンドサイトの構築と掲載コンテンツの準備	随時	オンライン	0.2人(ボランティア除く)	全てのDrupal日本語版利用者	1,000人	500
イベント、セミナー、Meetup等の企画、開催およびコミュニティ形成支援事業	DrupalCamp 2027開催準備、その他のイベントの企画、開催	随時	オンライン	0.2人(ボランティア除く)	日本語を用いるDrupal利用者	150人	417
教育、人材育成事業	本年度は実施しない						
国内外コミュニティ連携事業	DrupalAssociationとの連携	随時	オンライン	0.2人	LDAJ正会員、賛助会員		

令和9年度　　事業計画書

特定非営利活動法人日本Drupal協会

1　事業実施の方針
令和9年度は、DrupalCampを実施するとともに、情報発信のWebサイトの企画構築を推進する

2　事業の実施に関する事項
(1)特定非営利活動に係る事業　　(事業費の総費用【9,603】千円　)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
Drupal　プロジェクトへの貢献、研究開発および技術支援事業	日本語対応推進・質問翻訳推進 2026年度に立案した計画に基づきMeetupを開催して翻訳活動を行う	随時	オンライン	0.2人(ボランティア除く)	全てのDrupal日本語版利用者	1,000	220
	日本語対応促進・ユーザーガイド等 2026年度に立案した計画に基づきMeetupを開催して整備を推進する	随時	オンライン	上に含まれる	全てのDrupal利用者	1,000	1870
	日本市場向け技術研究開発 2026年度に立案した計画に基づきレポートを作成し、情報発信する	随時	オンライン	上に含まれる	全てのDrupal日本語版利用者	1,000	605
日本でのDrupalに関する情報発信、普及促進、ブランド認知の向上などの市場発展支援事業	LDAJオウンドサイトの運営・拡張	随時	オンライン	0.2人(ボランティア除く)	全てのDrupal日本語版利用者	1,000人	3520
	ソーシャルメディア(Note)運営	随時	オンライン	0.2人(ボランティア除く)	全てのDrupal日本語版利用者	1,000人	220
イベント、セミナー、Meetup等の企画、開催およびコミュニティ形成支援事業	DrupalCamp　2027開催、DrupalCamp 2028開催準備、その他のイベントの企画、開催	随時 DrupalCampは6月	オンサイト・オンライン	0.3人(ボランティア除く)	日本語を用いるDrupal利用者	150人	2968
教育、人材育成事業	Drupal教材・人材育成プログラムの制作	随時	オンライン	0.2人	LDAJ正会員、賛助会員		100
国内外コミュニティ連携事業	DrupalAssociationとの連携	随時	オンライン	0.2人	LDAJ正会員、賛助会員		100

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2027年度　活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 日本Drupal協会

（単位：円）

科目	金　額	小計・合計
【A】経常収益		
1　受取会費		2,880,000
正会員受取会費	480,000	
賛助会員受取会費	2,400,000	
入会金		
2　受取寄附金		10,318,000
受取寄附金	500,000	
ユーザー法人等からの寄付	2,000,000	
事業1ボランティア活動評価益	2,450,000	
事業2ボランティア活動評価益	3,400,000	
事業3ボランティア活動評価益	1,668,000	
事業3 DrupalCamp施設等評価益	300,000	
3　受取助成金等		0
受取補助金		
4　事業収益		1,700,000
事業1	0	
事業2		
事業3 DrupalCamp 2027イベント参加費等	1,700,000	
5　その他の収益		0
経常収益計		14,898,000
【B】経常費用		
1　事業費		
（1）人件費		7,518,000
事業1ボランティア活動評価費用	2,450,000	
事業2ボランティア活動評価費用	3,400,000	
事業3ボランティア活動評価費用	1,668,000	
（2）その他経費		2,085,000
事業1諸経費（会議費等、ボランティア活動評価費用の10%を計上）	245,000	
事業2諸経費（会議費等、ボランティア活動評価費用の10%を計上）	340,000	
事業3 DrupalCamp 2027イベント経費	1,000,000	
事業3 DrupalCamp施設等評価額	300,000	
事業4諸経費	100,000	
事業5諸経費	100,000	
事業費計		9,603,000
2　管理費		
（1）人件費		3,600,000
役員報酬	1,200,000	
給料手当	2,400,000	
退職給付費用		
福利厚生費		
（2）その他経費		1,288,000
理事活動費	600,000	
Google Workspace	342,000	
会計ソフト		
地代家賃	66,000	
旅費交通費	180,000	
減価償却費		
社労士等専門職契約	100,000	
管理費計		4,888,000
経常費用計		14,491,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		407,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		407,000
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		894,187
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		1,301,187

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2026年度　活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人　日本Drupal協会

（単位：円）

科目	金　額	小計・合計
【A】経常収益		
1　受取会費		0
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
入会金		
2　受取寄附金		2,167,000
受取寄附金	120,000	
受取寄付金（DEN Japan）	1,000,000	
事業1ボランティア活動評価益	180,000	
事業2ボランティア活動評価益	450,000	
事業3ボランティア活動評価益	417,000	
3　受取助成金等		0
受取補助金		
4　事業収益		0
5　その他の収益		675,187
DrupalCamp留保金	675,187	
経常収益計		2,842,187
【B】経常費用		
1　事業費		
（1）人件費		1,047,000
事業1ボランティア活動評価費用	180,000	
事業2ボランティア活動評価費用	450,000	
事業3ボランティア活動評価費用	417,000	
（2）その他経費		50,000
事業1諸経費		
事業2諸経費（ホスティング費用）	50,000	
事業3諸経費		
会議費		
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
事業費計		1,097,000
2　管理費		
（1）人件費		600,000
役員報酬	300,000	
給料手当	300,000	
退職給付費用		
福利厚生費		
（2）その他経費		251,000
理事活動費	30,000	
Google Workspace	90,000	
会計ソフト		
地代家賃	11,000	
旅費交通費	10,000	
減価償却費		
社労士等専門職契約	100,000	
開業経費	10,000	
管理費計		851,000
経常費用計		1,948,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		894,187
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		894,187
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		
次期繰越正味財産額 ③−④+⑤		894,187

書式第６号（法第１０条関係）

設立用

特定非営利活動法人日本Drupal協会 設立趣旨書

Drupalは、国連が連携するデジタル公共財アライアンスがデジタル公共財として認定しているオープンソースのコンテンツマネジメントシステムです。世界各国の政府Webサイトや企業、個人による利用があります。Drupalという名称の商標は創始者の[redacted]が保有し、その管理は[redacted]が設立した米国のNPO（501c3）であるDrupal Association（以下「DA」）が担っています。Drupal本体のソースコードの著作権は、開発に携わった多数の貢献者に帰属しており、Drupalはそのオープンソースコミュニティによって機能改善、翻訳、文書化が進められています。

日本でも、複数のボランティアが機能拡張、翻訳等で活躍しています。また、Drupalプロジェクトの全世界を対象としたコミュニティイベントであるDrupalConが令和7年に奈良で開催され、DAのCEOが参加し、創始者の[redacted]が基調講演を務めるなど、Drupalプロジェクトの中でも日本のコミュニティには一定の存在感があります。

一方、世界30カ国以上で地域のDrupalコミュニティを取りまとめるLocal Drupal Associationが存在するものの、日本には活動中のLocal Drupal Associationが存在しません。そのため、Drupalプロジェクトの活動を行う時に必要となる契約主体としての法人格も銀行口座もなく、Drupalに関わりのある企業に都度依存する形で運営してきました。しかし、規模が大きくなるにつれてその負担も大きくなり、また特定の企業に依存する運営形態はふさわしくないという意見もあります。

DAが新規のLocal Drupal Associationを立ち上げる際にはNPO法人での立ち上げを推奨していること、および上述するような現状を踏まえ、DrupalCon Naraを機に、日本でLocal Drupal Associationを立ち上げようという活動が始まり、ボランティアを募って2026年1月から10回以上の準備委員会会合を積み重ねて、そのありたい姿とDAとの連携のもとでなすべき事業を検討し、特定非営利活動法人日本Drupal協会（英語名Local Drupal Association Japan、略称LDAJ）として設立することを決意しました。

本準備活動は、当法人の設立時代表者となる鈴木 仁美を中心に進められ、[redacted]を代表にした「DrupalCamp Tokyo 2026 実行委員会」という任意団体を編成して、コミュニティイベントDrupalCamp Tokyo 2026を2026年6月に開催し、98名が参加し、黒字化に成功しています。

特定非営利活動法人になった暁には透明性が高く公平な法人運営を行い、オープンソースであるDrupalを「安心して採用・運用できるオープンなデジタル基盤(デジタル公共財)」として日本で採用可能な選択肢となるように活動し、特定の国や企業に縛られることのないデジタル基盤を確立することで安全、安心な社会の実現を目指します。

直近の経緯
令和7年11月　DrupalCon Nara 2025にて奈良市を初めとする10法人の賛同を得て設立準備着手
令和8年　1月　準備委員会第１回会合
令和8年　6月　任意団体DrupalCamp Tokyo 2026 実行委員会がコミュニティイベントを開催
令和8年　7月　DrupalCamp Tokyo 2026 実行委員会の資産をLDAJに引き継ぐことを決議
令和8年　9月　特定非営利活動法人日本Drupal協会の設立総会開催

令和8年9月26日

設立代表者

氏名　　鈴木 仁美